

「四国山地緑の回廊」の設定方針

令和4年3月改訂

四国森林管理局

目 次

1 緑の回廊の位置及び区域	1
（1）設定の目的	1
（2）位置及び区域の設定に当たっての考え方	1
（3）ルートの設定に当たっての考え方	2
（4）着目する野生生物種	2
（5）幅と長さ	2
（6）緑の回廊に設定する林小班	2
2 緑の回廊の維持・整備に関する事項	3
（1）伐採に関する事項	3
（2）更新・保育に関する事項	3
3 緑の回廊の管理に関する事項	3
（1）管理に関する事項	3
（2）施設の整備に関する事項	4
4 緑の回廊のモニタリングに関する事項	4
（1）実施体制	4
（2）情報提供の考え方	4
（3）その他	5
5 その他留意事項	5
（1）整備・管理体制の充実	5
（2）普及啓発・民有林との連携	5
（3）区域の変更等	5
6 区域及び面積	6
7 再生可能エネルギー施設の設置に係る評価項目	別添
参考1 四国山地緑の回廊設定委員会審議経過等	12
参考2 市町村別機能類型別面積	13
参考3 「四国山地緑の回廊」区域及び位置図	14～17

1 緑の回廊の位置及び区域

(1) 設定の目的

四国の森林面積の13%を占める国有林野には、貴重な野生生物等が生息・生育しており、生物多様性の保全がますます重要になっている。

このような国有林野の特性を踏まえ、当局においては、森林生態系保護地域等の保護林を積極的に設定するなど、優れた自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に努めてきたところである。

一方、近年、地球的規模で環境問題が叫ばれる中で、個体群の減少とそれに伴う遺伝的変異の減少による生物種の絶滅防止など生物多様性の保全に向けた新たな取り組みが求められており、森林生態系の保全や種の保存と遺伝資源の保護などの取り組みを行う必要性が高まった。

このような中で、それぞれの地域における自然環境は、一定の広がりや連続性を持って多種多様な機能を果たしており、豊かな森林生態系をより良い形で次の世代に引き継いでいくためには、生態系の多様な機能を構成している森林の連続性を確保することが重要である。

このため、生物多様性の保全の観点から、これまで個々に保全を図ってきた保護林等を相互に連結して、森林の連続性を確保することにより、森林生態系の一層の保護・保全を図り、貴重な野生生物の広域化や相互交流に資するため、「四国山地緑の回廊」を設定する。

(2) 位置及び区域の設定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を確定する。

ア 保護林と保護林を結んだものが緑の回廊となるが、四国森林管理局管内の国有林野の賦存状況、保護林の設定状況及び分布からみて、緑の回廊の設定に当たっては、自然環境保全地域、国定公園第一種特別地域等も含めるものとする。

四国の国有林野の賦存状況、保護林の設定状況、希少野生生物の生息状況等を勘案し、一定規模の国有林野や保護林等の配置状況などから

- ①石鎚山系森林生態系保護地域から東方向への稜線部分「四国山地緑の回廊（石鎚山地区）」、
 - ②剣山を中心にして魚梁瀬の千本山林木遺伝資源保存林へ結ぶ部分「四国山地緑の回廊（剣山地区）」、
- の2箇所を国有林に「四国山地緑の回廊」を設定する。

イ 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものになるよう設定する。

ウ 国有林の賦存状況、保護林の設定状況等により保護林間を連続的に連結することが困難な場合には不連続な形状も可能とする。

エ 本来の地域生態系の構成種でない移入種などの競合種や捕食者が流入し、保護を図るべき野生生物に悪影響を及ぼすおそれがある場合には設定しない。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

(2) により概定した位置及び区域に対し、次の事項を勘案して選定する。

ア 緑の回廊は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相、地形等を考慮し、出来る限り広範囲に設定する。

イ 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。

ウ 農林業、地場産業等への影響にも十分配慮して設定する。

エ 野生動物の移動や休憩・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。

オ 貸地等に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、原則、緑の回廊の区域から除外する。

(4) 着目する野生生物種

ア 地域的に孤立している個体群で、その規模が極めて小さく絶滅の恐れがあるツキノワグマ

イ その他着目する野生生物種については、(別添)の再生可能エネルギー施設の設置に係る評価項目の調査すべき具体種の欄に掲げる種のとおりとする。

(5) 幅と長さ

緑の回廊の幅と長さは、1 (4) に規定する野生生物種や、その森林の林相等を勘案し、出来る限り広範囲に設定し、多様な生物種の移動経路を確保する。

(6) 緑の回廊に設定する林小班

6 区域及び面積のとおりである。

2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

緑の回廊については、野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう森林のタイプに応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施する。

また、実施時期については、貴重な野生生物の生息などに影響が無いよう配慮する。

(1) 伐採に関する事項

ア 天然林については、危険木処理や多様な樹種構成の林分とするための択伐等の伐採に限定して、森林生態系を維持するための適切な施業を実施する。

人工林については、対象箇所の状況を考慮して画一的な伐採は行わないこととし、裸地化の抑制と森林生態系を維持するため、択伐又は複層伐の非皆伐施業とする。

また、施業にあたっては下層植生の発達に十分配慮する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、野生生物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、移動経路、繁殖等に影響が大きい箇所及び時期は避ける。

ウ 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上、危険等の支障がない限り保残する。

(2) 更新・保育に関する事項

ア 画一的な更新とせず、前生樹、幼稚樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定する。また、採餌木の植栽についても検討を行う。

イ 人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。

また、つる切にあたっては、植栽木の支障とならないよう適宜行うとともに、野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。

ウ 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

3 緑の回廊の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア 巡視

巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び生息・生育環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努める。

イ 林地開発行為等への対応

緑の回廊の設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、別添の再生可能エネルギー施設の設置に係る評価項目のうち、「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項に留意し、緑の回廊への影響度合いや野生動物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。また、緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生動物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さを確実に確保するものとする。

ウ 動物の保護

緑の回廊においては、原則として有害獣の駆除を除き狩猟は行わないこととし、関係機関と調整するとともに、狩猟関係者に自粛要請を行う。

なお、野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に、保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にしながら対策を進めていく。

エ 自然教育・体験の場としての活用

緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行う。

また、地域の要望等を踏まえ、必要に応じて森林インストラクター等の協力を得ながら、自然教育・体験の場として活用する。

(2) 施設の整備に関する事項

必要となる治山施設、観察施設等の設置に当たっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮する。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施する。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果、得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行

うとともに、県、大学、研究機関への情報提供にも努める。

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生生物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、緑の回廊の整備・管理体制の充実に努める。

(2) 普及啓発・民有林との連携

国有林における緑の回廊から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行う。

特に、四国山地全体の野生生物の保全を念頭に置き、隣接民有林所有者等への情報提供及び森林の取扱いの協力要請を行う等民有林との連携に努める。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、設定の手続きに準じて行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性の維持に十分配慮するものとする。

なお、モニタリングの結果等を踏まえ、希少性、学術性など保護の必要性に応じて保護林の拡充等を検討する。

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

森林 計画区	森林 管理署	市町村	位置 (林小班)	面積 (h a)
中予山岳	愛媛	久万高原町	15 ほ2 へ2	62.57
			16 ほ2	
			17 ほ2	
			18 へ2	
			86 ほ へ1 へ2	
			計画区計	
東予	愛媛	西条市	1023 ほ	1,661.93
			1024 へ	
			1025 に ほ と ち り1 ぬ る わ イ 口	
			1026 全	
			1027 全	
			1028 全	
			1032 ろ は と ち り1 ぬ	
			1033 全	
			1034 ろ は ほ へ1 へ2 ち り1 ぬ	
			1035 ろ は に ち り1 ぬ	
			1036 ろ は へ と ち り1 ぬ	
			1037 ろ は に ほ ち り1 ぬ イ	
			1038 い1 い2 ろ は に ほ へ ち り1 ぬ ぬ1 ぬ2か	
			1039 ろ と ち り1 ぬ	
			1040 ち り1 ぬ イ	
		1041 ほ ほ1 へ ち り1 り2 ぬ れ そ つ ね 口 ハ ニ ホ		
四国中央市	1045 全	628.36		
1046 全				
1048 い ろ は に ほ へ ち り ぬ る				
計画区計	2,290.29			

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

森林 計画区	森林 管理署	市町村	位置 (林小班)	面積 (h a)		
嶺北仁淀	嶺北	土佐町	3 全	50.62		
			109 全			
		本山町	4 よ2 そら	1,591.03		
			5 いぬるわよたれ			
			6 全			
			8 いろはにほへぬ			
			9 全			
			10 全			
			12 全			
			14 全			
			15 全			
			16 いろはとちりぬたれ			
			17 全			
			18 全			
			19 ろはほとちぬわかよた			
			20 ろはほとちぬ			
			22 ろはちぬ			
			24 いろはちりぬるわ			
			27 全			
			28 全			
			30 全			
			32 全			
			34 いろはに			
			35 ろはる1			
			36 ろはほと			
			37 いろはほへと			
			38 全			
			43 全			
			大豊町		45 全	478.27
					46 全	
		48 ろはにち				
		49 全				
		50 ろはちわかれ				
		66 しい1ろはは1に1に2ほへ1へ2 へ3とち				
		68 全				

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

	大川村	109 全 110 全 111 い1 い3 ろ ろ1 ろ2 ろ3 は に ほ へ1 へ2 へ3 へ4 へ5 とちりぬわか1か2 よたれそつ1つ2 112 いろ ろ1 ろ2 ろ3 は ほ 205 全 206 全	1,200.23
	いの町	207 全 208 全 209 全 210 全 211 全 212 ろ は は1 は2 に ほ ち イ1 イ2 口 213 ろ は は1 は2 に へ ち イ1 イ2 口 214 ろ は は1 は2 へ ち る わ か イ 口1 口2 248 ろ は は 1 は2 とちりぬかイ 口1 口2 口3 249 ろ は は1 は2 へ とち イ 口 250 ろ は は1 は2 は3 は4 は5 に ほ へ とちりイ 口 251 全 252 全 253 全 254 に ほ へ とち イ1 イ2 口1 口2 ハ 259 け 260 と 264 や ゆ イ 口	2,375.16
	計画区計		5,695.31

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

森林 計画区	森林 管理署	市町村	位置 (林小班)	面積 (h a)				
吉野川	徳島	三好市	1 全	3,173.57				
			2 ろ は イ					
			3 全					
			4 全					
			5 ろ は ほ					
			7 ろ は ほ イ					
			8 ろ は へ と イ1 イ2					
			9 ろ は イ					
			10 ろ は る イ					
			11 ろ は に イ					
			12 ろ は り イ					
			13 ろ は ほ へ イ					
			14 全					
			15 全					
			16 全					
			17 全					
			18 全					
			19 全					
			20 ろ は に					
			21 ろ は に ほ イ					
			22 ろ は ち ぬ					
			23 ろ は に ち ぬ イ					
			26 全					
			27 全					
			28 全					
			29 全					
			30 全					
			31 全					
			32 全					
			33 全					
			34 全					
			35 全					
			36 ろ ろ1 ろ2 は に ほ へ と ち り ぬ る わ か よ た1 た2 た3 れ イ					
			37 全					
			38 全					
			39 全					
			40 全					
			41 全					
			42 全					
			43 ろ は に1 に2 に3 ほ イ					
			46 イ1 イ2 イ3 イ4					
			47 口					
			計画区計				3,173.57	

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

森林 計画区	森林 管理署	市町村	位置（林小班）		面積 (h a)
那賀・ 海部川	徳島	那賀町	133	全	494.91
			134	全	
			135	全	
			140	い ろ に へ イ	
			計画区計		
高知	高知中部	香美市	23	ふ イ	4,000.36
			24	全	
			25	ろ は る	
			26	ろ は り	
			27	全	
			28	全	
			29	全	
			30	ろ は と ち り1 り2 り3 ぬ る わ か よ た れ そ な ら む イ	
			31	全	
			32	ろ ろ1 ろ2 は ち り1 り2 り3 ぬ イ 口	
			33	ろ ろ1 ろ2 は ち り1 り2 り3 ぬ イ 口	
			34	ろ ろ1 ろ2 は ち り1 り2 り3 ぬ イ	
			35	全	
			36	全	
			37	全	
			38	ろ ろ1 ろ2 は に へ ち ぬ イ	
			39	ろ ろ1 ろ2 は ほ ち ぬ	
			53	ろ ろ1 ろ2 は ち ぬ	
			54	ろ ろ1 ろ2 は ち り ぬ イ	
			55	ろ ろ1 ろ2 は ち ぬ ね な イ	
			56	い ろ ろ1 ろ2 は ち ぬ	
			58	全	
			59	全	
			60	ろ ろ1 ろ2 は は1 に ほ へ と ち り ぬ る る1	
			61	全	
			62	全	
			63	全	
			64	い ろ ろ1 ろ2 ろ3 は は1 は2 は3 は4 は5 ほ へ と ち り ぬ る わ わ 1か よ た	
			65	い ろ ろ1 ろ2 ろ3 は は1 は2 に ほ と ち り ぬ る わ	
			66	ろ ろ1 ろ2 ろ3 ろ4 は に ほ ち り ぬ る1 る2 る3 る4 る5 る6 る7 わ よ た れ そ ね な ら む う の お く や ま け ふ こ え て あ さ き ゆ め み し ひ も	
			67	全	
			68	全	
			72	全	
計画区計				4,000.36	

6 区域及び面積

「四国山地緑の回廊」該当林小班及び面積

森林 計画区	森林 管理署	市町村	位置（林小班）		面積 (h a)		
安芸	安芸	安芸市	19	全	664.64		
			20	全			
			21	全			
			22	ろはにほへとちりぬるわ			
			23	ろはにほへとちりぬるわ かよたれ			
			28	ろは			
			29	ろは			
			30	は			
			馬路村	2065		いろはに	672.56
				2066		全	
		2067		いろはほへとちり			
		2111		全			
		2112		いろはにほとち			
		2113		い1ろはち			
		2117		全			
		2118		全			
		2119		全			
		2124		全			
		2125	全				
		計画区計					1,337.20
合計					17,054.21		

参考1 「四国山地緑の回廊」設定委員会の審議経過等

区分	年月日	場所	審議内容
第1回 「四国山地緑の回廊」設定委員会	平成14年6月28日	四国森林管理局	①緑の回廊及び四国森林管理局概要説明 ②緑の回廊設定予定箇所概要説明
第2回 「四国山地緑の回廊」設定委員会	平成14年10月2日～3日	高知中部森林管理署管内	① 現地視察 ② 「四国山地緑の回廊」設定方針(案)について
第3回 「四国山地緑の回廊」設定委員会	平成14年11月20日	四国森林管理局	① 「四国山地緑の回廊」設定方針(案)について ② パブリックコメント(案)について
設定年月日	平成15年3月25日		

「四国山地緑の回廊」設定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

石井 愷義	徳島大学総合科学部教授 (生物学)
石川 和男	松山東雲女子大学人文学部教授 (生物学・環境論)
江口 俊男	高知県森林組合連合会 代表理事副会長
久保 一博	環境省自然環境局山陽四国地区自然保護事務所 高知支所長
坂本 彰	森の回廊四国を作る会 会長
桜間 正三	徳島県林業振興課長
澤田 美恵子	J A高知女性組織協議会 理事
埴田 宏	森林総合研究所四国支所 支所長
田中 正澄	高知県森林政策課長
谷口 右也	徳島クマ研究会会長
土居 通宣	愛媛県林業政策課長
東條 秀徳	日本野鳥の会徳島県支部研究部 部長
増田 理子	愛媛大学工学部助教授(環境建設工学科)
松元 忠重	高知県猟友会会長
宗石 教適	高知県物部村長
依光 良三	高知大学農学部教授 (森林政策)

参考2 市町村別機能類型別面積

単位：ha

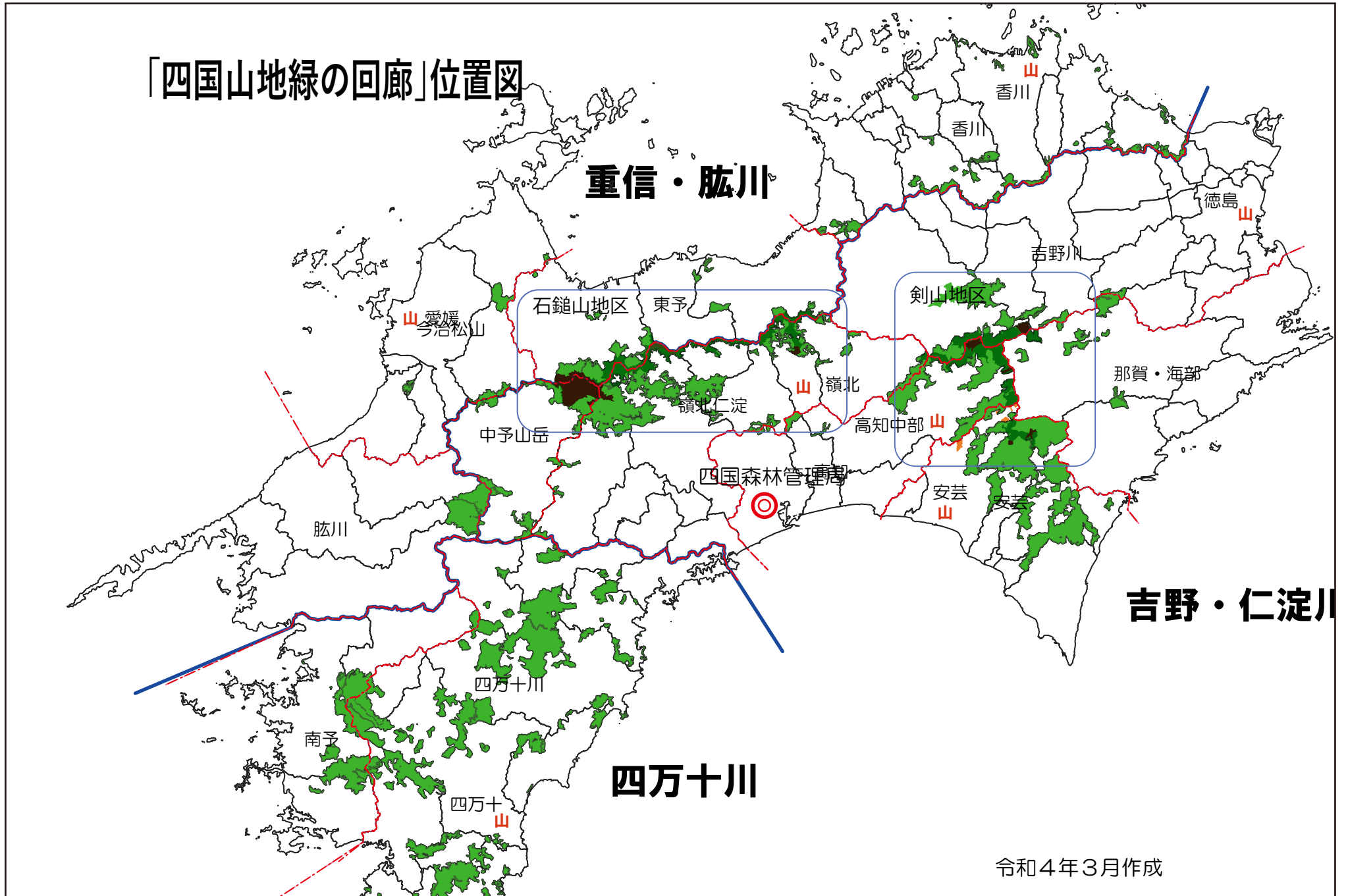
森林計画	森林管理署	市町村	機能類型区分				総計
			山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	水源涵養タイプ	
吉野川	徳島	三好市	739	1,508	6	921	3,174
計			739	1,508	6	921	3,174
那賀海部川	徳島	那賀町	105		390		495
計			105		390		495
東予	愛媛	西条市	86	140	1,310	127	1,662
		四国中央市	86		90	452	628
計			172	140	1,400	579	2,290
中予山岳	愛媛	久万高原町		63			63
計				63			63
嶺北仁淀	嶺北	土佐町	41			10	51
		本山町	676			915	1,591
		大豊町	234			244	478
		大川村	348			853	1,200
		いの町	187	561	747	881	2,375
計			1,485	561	747	2,902	5,695
高知	高知中部	香美市	410	555	1,145	1,890	4,000
計			410	555	1,145	1,890	4,000
安芸	安芸	安芸市	136	175		354	665
		馬路村	64	23	73	513	673
計			200	198	73	867	1,337
総計			3,110	3,023	3,761	7,160	17,054

参考3 「四国山地緑の回廊」区域及び位置図

地区	石鎚山地区		剣山地区	
延長 (k m)	約 7 0 k m		約 5 8 k m	
完成する保護区域の面積	緑の回廊	7,864 ha	緑の回廊	9,191 ha
	関係保護林	4,454 ha	関係保護林	1,376 ha
	合計	12,318 ha	合計	10,567 ha
関係する森林管理署等と回廊面積	愛媛森林管理署	2,353 ha	徳島森林管理署	3,668 ha
	嶺北森林管理署	5,511 ha	嶺北森林管理署	185 ha
			高知中部森林管理署	4,000 ha
			安芸森林管理署	1,337 ha
関係する市町村と回廊面積	四国中央市	628 ha	三好市	3,174 ha
	西条市	1,662 ha	那賀町	495 ha
	久万高原町	63 ha	大豊町	185 ha
	大川村	1,200 ha	香美市	4,000 ha
	大豊町	294 ha	安芸市	665 ha
	土佐町	51 ha	馬路村	673 ha
	本山町	1,591 ha		
	いの町	2,375 ha		

※令和3年4月時点

「四国山地緑の回廊」位置図



令和4年3月作成

「緑の回廊」石鎚山地区

